



自転車の事故・トラブルを話し合いで解決するお手伝いをします！

自転車ADRセンター



♡ADRとは？

Alternative Dispute Resolution(裁判外紛争解決手続)の略称です。訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決する手続きのことです。裁判にくらべ、時間、コストがおさえられます。また、非公開で行うため、秘密が守られます。

♡自転車ADRセンターの特徴は？

自転車交通事故を専門に取り扱います。自転車の事故・トラブルを話し合いにより、解決に導くサポートをします。専門的な知識を有する者※が中立な立場で、申立人・相手方、それぞれの話を丁寧に聴き取り、双方が納得できるかたちでの和解を目指します。

♡対象となる事故は？

当ADRセンターで取り扱う紛争は、3つです。

- ①自転車と歩行者の事故
- ②自転車と自転車の事故
- ③自転車による器物の損壊

注意：自転車の構造上の欠陥等による事故、対クルマ・バイクの事故は、対象外です。

♡ADRセンターに支払う費用は？

- ・申立手数料 5,250円(税込)
- ・和解成立手数料 経済的利益の額により、決定します。
- ・その他 鑑定料(事故鑑定が必要となった場合)など

※「利用相談員」「事件管理者」は、自転車の専門分野で従事経験のある者が担当します。また「調停委員」は、中立・公正な立場の弁護士が務めます。

♡自転車ADRセンターは、下記団体の協力を得て、運営しております。

- (一財)自転車産業振興協会・(一財)日本交通安全教育普及協会
- (公財)日本サイクリング協会・(財)日本自転車競技連盟
- (一財)日本車両検査協会・日本自転車軽自動車商協同組合連合会
- (一社)自転車協会・(一財)日本自転車普及協会

♡和解までの主な流れ



♡詳しくは「自転車ADRセンターのしおり」をご覧ください。



自転車ADRセンターは、平成25年2月21日に法務大臣の認証を受けました。(認証番号第123号)

自転車ADRセンター

(認証日：平成25年2月21日／法務大臣認証番号第123号)

<面談・調停場所> 〒107-0052

東京都港区赤坂1-9-3

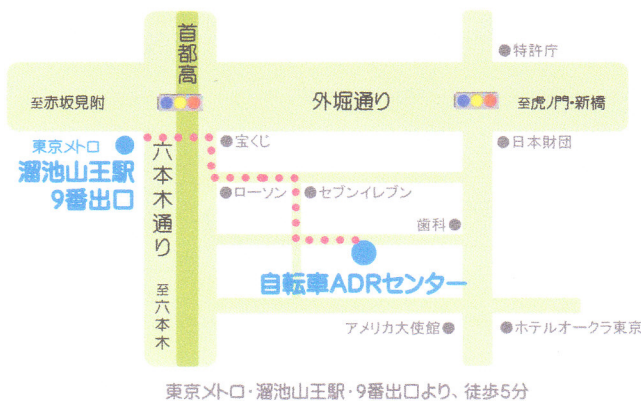
日本自転車会館3号館 11F

一般財団法人日本自転車普及協会内

☎03-3583-2633

月・木(午前10時～午後4時)

(祝日・年末年始を除く)



H25.4.1版